

三原市お試し住宅運営要綱

令和4年1月4日

要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住を促進し、人口の増加による市の活性化を図るため、移住希望者の生活体験及び移住準備等の利用に供する三原市お試し住宅（以下「お試し住宅」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(お試し住宅)

第2条 お試し住宅の名称、位置、構造及び間取りは、次の表のとおりとする。

名称	単独下津住宅404号室
位置	三原市久井町下津1450番地
構造	RC5階建
間取り	2DK

2 市は、お試し住宅に、日常生活を営むための家具、電化製品等の備品を備えるものとする。

(対象者)

第3条 お試し住宅を借り受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 借り受けようとする者（同居親族（親族又は婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、その者を含む。次号において同じ。）が現に市外に住所を有するもので、市内へ移住を希望していること。
- (2) 借り受けようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有す

るものでないこと。

- (3) その他市長がお試し住宅の利用について適切でないと認める者でないこと。

(借受申請)

第4条 お試し住宅を借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三原市お試し住宅借受申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、お試し住宅の借受けを開始しようとする日の2月前の日の属する月の1日から借受けを開始しようとする日の3週間前の日までの間に市長に提出しなければならない。

- (1) お試し住宅に滞在する者全員の住民票の写し
(2) 申請者が本人であることを確認することができる書類の写し
(3) 三原市滞在計画書（様式第2号）
(4) その他市長が必要と認める書類

(貸付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、お試し住宅の貸付けの可否を三原市お試し住宅貸付決定通知書（様式第3号。以下「決定書」という。）により申請者に通知するものとする。

(契約)

第6条 貸付けを可とする決定書の交付を受けた申請者（以下「借受者」という。）は、別に定める契約書により、市長と定期賃貸借契約を締結しなければならない。

(貸付期間等)

第7条 お試し住宅の貸付期間の単位は、1週間として、最長12週間とし、前条の契約書において定める。

2 お試し住宅の貸付けを開始する日（以下「貸付開始日」という。）及び貸付期間の満了となる日（以下「貸付満了日」という。）は、三原市の休日を定める条例（平成17年三原市条例第2号）第1条第1項各号に規定する市の休日以外の日とする。

3 貸付開始日の入居及び貸付満了日の退去に係る市の受付時間は、それぞれ午前9時から午後4時までとする。

4 貸付期間は、貸付開始日の属する年度を超えることができないものとする。

(貸付料等)

第8条 お試し住宅の貸付料は、1週間当たり3,000円とする。

2 借受者は、前項の貸付料をお試し住宅の貸付開始日までに市に納付しなければならない。

3 前項の規定により納付された貸付料は、これを返還しない。ただし、災害、疾病等の原因によりお試し住宅を利用することができなかった場合において、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

4 お試し住宅の借受者及びその同居親族(以下「利用者」という。)は、第2条第2項に規定する備品を利用することができる。ただし、日常生活に伴う消耗品その他お試し住宅に備えていない物品等については、利用者が負担するものとする。

(貸付決定の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条に規定する貸付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該決定に基づく定期賃貸借契約を解除することができる。

- (1) この要綱の規定又は定期賃貸借契約の条件に違反したとき。
- (2) お試し住宅の目的以外に利用することが明らかになったとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により貸付決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 貸付決定の取消しによって利用者に損害が生ずることがあっても、市長はその責任を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、お試し住宅の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。